

4月から家庭ごみの 有料化がはじまります

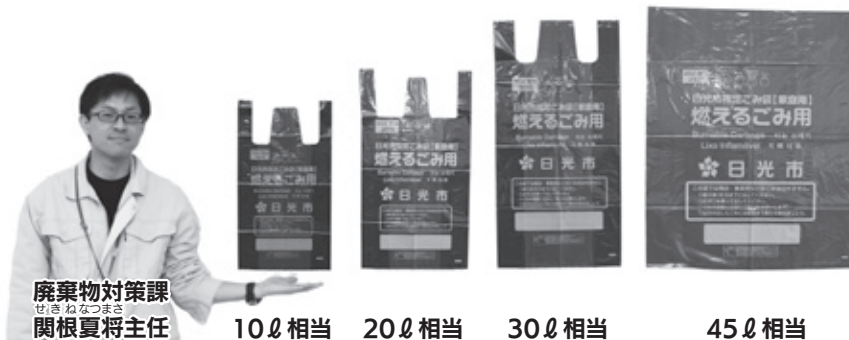
くわしくは 廃棄物対策課 廃棄物対策係 ☎ 21-5138

燃えるごみ（有料化対象）

→ 指定のごみ袋に入れて
出してください(右参照)

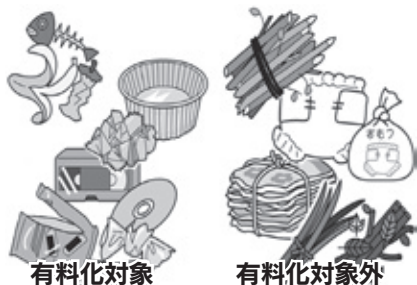
燃えないごみ

→ 今までどおり



こんなところが4月から変わります!!

燃えるごみ



指定ごみ袋に入れて出してください。燃えるごみのうち有料化対象外(せん定枝、刈草・落葉、おむつなど)は透明または半透明の袋か、ひもで縛って出すことができます。

燃えないごみ



電池、蛍光管・電球、水銀体温計・水銀血圧計、スプレー缶・カセットボンベ・ライターについては、種類ごとに透明または半透明の袋に入れ、袋に表示の上、出してください。

資源物



古紙収集日が月2回になります。古紙の収集日には衣類・古布類の他、シュレッダーにかけた紙類の収集を行います。



詳しくは、3月に配布した新「ごみの分け方・出し方」をご覧ください

クリーンセンター
(平ヶ崎)同様に月曜
土曜日、午前9時〜午
後4時30分に搬入受付
を行います。

リサイクルセン
ター(町谷)の土曜
日搬入受付を開始
します

今市地域の一部では、
古紙収集日が変更にな
る地区があります。
4月からのごみ収集
日の一覧表が「ごみの
分け方・出し方」に付
いています。お住まい
の地区の収集日をご確
認ください。

古紙収集が月2回
になります

4月15日(日)は

日光市長選挙および 日光市議会議員選挙の投票日です

任期満了に伴い、日光市長選挙および日光市議会議員選挙が行われます。この選挙は、私たちの毎日の暮らしに密接に結びつく大切な選挙です。

まちづくり参加の第1歩として投票に行きましょう。

くわしくは

選挙管理委員会事務局 ☎ 21-5180

投票日

4月15日(日)

午前7時～午後8時

※一部の投票所は投票の終了時間が異なります

投票できる方

平成12年4月16日以前に生まれ、平成30年1月7日以前に日光市に住民登録し、引き続き3カ月以上住民登録されている方

※日本国籍がない方や、公民権が停止されている方、日光市外に転出された方は投票できません

詳しくは、今月号と同時配布の「選挙のお知らせ」または、市ホームページをご覧ください。



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙のめいすいくん



議員定数

市議会の議員定数が28人から24人に変わります

当日投票所が変わります

次の投票所は投票場所が変更になりますのでご注意ください。

(日光第1投票所)

変更前 (旧)日光行政センター

変更後 (新)日光行政センター(御幸町4番地1)

(藤原第4投票所)

変更前 藤原総合文化会館およびつつじヶ丘公民館

変更後 (新)藤原行政センター(鬼怒川温泉大原1406番地2)

期日前投票

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票できない場合は、期日前投票ができます

日時：4月9日(月)～14日(土)

※投票所によっては13日(金)まで